

南島原市監査委員公表第3号

地方自治法第242条第5項の規定に基づき実施し、同条同項の規定により行った監査結果の報告(令和4年11月16日付け南島原市監査委員公表第6号)の一部を、次のとおり訂正します。

令和5年 5月12日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>第3 監査の実施</p> <p>3 証拠書類の提出及び陳述機会の付与</p> <p>(2) 請求人B</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 登記手続きについて</p> <p>不動産登記法には、権利の保全と取引の安全を円滑にするために登記を行なうものと記載してある。令和4年6月16日に地権者と契約を解約して、新しい地権者と翌日にまた土地の使用契約を結んでいる。そうすると、それを登記するには、登記を申し込んだ日が登記日になると思うが、もちろん、その日に登記証書はない。登記証書が無くて、なぜ契約や解約ができるのか疑問である。登記法の中で謳われていることに反しているのではないか。16日に地権者と解約し、17日に新地権者の法人と契約するが、証書はないのに<u>信義的に行わないといけないのに</u>こういうことが行われているというのは、私には理解できない。</p>	<p>第3 監査の実施</p> <p>3 証拠書類の提出及び陳述機会の付与</p> <p>(2) 請求人B</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 登記手続きについて</p> <p>不動産登記法には、権利の保全と取引の安全を円滑にするために登記を行なうものと記載してある。令和4年6月16日に地権者と契約を解約して、新しい地権者と翌日にまた土地の使用契約を結んでいる。そうすると、それを登記するには、登記を申し込んだ日が登記日になると思うが、もちろん、その日に登記証書はない。登記証書が無くて、なぜ契約や解約ができるのか疑問である。登記法の中で謳われていることに反しているのではないか。16日に地権者と解約し、17日に新地権者の法人と契約するが、証書はないのに<u>審議的な</u>ことが行われているというのは、私には理解できない。</p>